中小企業信用保険法第2条第5項第7号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関(以下「指定金融機関(注1)」という。)と金融取引を行っている札幌市内の中小企業(法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。)で、次の(1)(2)(3)いずれにも該当すること。

- (1) 指定金融機関からの直近(注2)の借入金残高(注3)が金融機関からの直近の総借入金残高(注4)に占める割合が10%以上であること。
- (2) 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
- (3) 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
- (注1)指定金融機関は、経済産業省告示「指定金融機関リスト」によるものとします。指定期間は原則6か月間です。1月1日に1~6月指定分、7月1日に7~12月指定分が中小企業庁のホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.htm)に掲載されます。指定期間内に認定申請を行うことが必要です。
- (注2)「直近」は、申請日から1か月以内とします。
- (注3)「指定金融機関からの直近の借入金残高」及び「金融機関からの直近の総借入金残高」 には、割引手形(手形割引)、商業手形、支払承諾の金額は含めません。
- (注4)「金融機関からの直近の総借入金残高」でいう「金融機関」は、銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、保険会社、信託会社とします。なお、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫、旧国際協力銀行)、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、ここでいう「金融機関」に含まれないため、これらの機関からの借入金残高は「金融機関からの直近の総借入金残高」に含めません。

2 認定申請手続について

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書、金融機関からの借入金に関する資料に必要事項をご記入のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。 なお、申請受付時間は9:00~12:00、13:00~16:30です。

共通書類		・ 借入を行っている金融機関全ての、直近(申請日から1か月以内)及 び前年同日の残高証明書	
	法人の場合	・ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し ・ 決算報告書の写し(直近1期分)	
	個人の場合	・ 確定申告書の写し(直近1期分)※事業所の所在地を確認できるもの	

- (2) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則翌営業日以降に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。
- (3) 認定書は、有効期間内(30日間)に金融機関又は信用保証協会に提出してください。

【相談・申請受付窓口】

【制度の運用】

札幌中小企業支援センター

(事業者向けワンストップ相談窓口)

所在地:札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル2階 札幌市経済観光局経営支援·雇用労働担当部 商業·経営支援課金融·経営支援担当係

所在地:札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15 階 様式第7 (金融取引の調整)

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地申請者 企業名代表者電話番号

私は			(以下「指定金融機関」	という。)が経営の相当程度の
合理化に	二伴う金属	触取	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	、借入れの減少が生じ、経営
の安定に	支障を	生じて	ておりますので、中小企業信用保険法第2条第	5項第7号の規定に基づき認
定される。	ようお願い	いしま	ます。	
	W HH > >	- (1)	記	A
1 金融	機関から)(/)総	《借入金残高のうち、指定金融機関からの借入	金残局の占める割合
$\frac{A}{B}$	× 100			%
Δ .	/T:		口の化ウ人動機明みとの供1人発力	
A:	年	月	日の指定金融機関からの借入金残高	円_
B:	年	月	日の金融機関からの総借入金残高	円
2 指定	金融機	関から	の借入金残高の減少率	
(D-	- C)			
Ţ	$\frac{C}{C}$ ×	10	00	%
C:	年	月	日の指定金融機関からの借入金残高	———— 円
D:	年	月	日(Cの前年同期)の指定金融機関からの借	
				円
3 金融	機関から	の総	は借入金残高の減少率	
(F-	- E)			
F	$\frac{1}{2}$ ×	10	00	0/
E:	年	月	日の金融機関からの総借入金残高	円
F:	年	月	日(Eの前年同期)の金融機関からの総借入	金残高
				Ш

札経商第 号

令和 年(年)月日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間:令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

札幌市長 秋元克広

(留意事項)

- 1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 本認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第7 (金融取引の調整)

金融機関からの借入金に関する資料

金融機関名	年 月 日の 借入金残高(直近)	年 月 日の 借入金残高(前年同期)
「指定金融機関」記載欄	A(C)= 円	D= 円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
合 計 (総借入金残高)	B(E)= 円	F= 円